

議員提出議案第2号

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和7年12月9日

墨田区議会議長

佐 藤 篤 様

提出者	墨田区議会議員	坂 井 ユカコ
同		福 田 はるみ
同		井 上 裕 幾
同		と も 宣 子
同		高 橋 正 利
同		あ べ きみこ
同		村 本 ひろや

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書

長期化したコロナ禍に加え、物価高騰や極端な円安、エネルギー・原材料費の上昇などにより、多くの事業者が売上減や収益悪化に直面し、事業の存続が危ぶまれています。特に、青色申告者を含む小規模事業者は、インボイス制度の導入後、課税事業者への登録を選択せざるを得ない場面も増え、これまで以上の税負担と事務負担が発生し、経営環境は一段と厳しくなっています。

例えば、飲食業や小売業では、仕入れ価格の高騰により値上げを余儀なくされ、顧客離れが進んでいます。製造業や建設業では、資材価格の高騰により採算が悪化し、廃業を検討する事業者も少なくありません。

このような状況下で、都独自の軽減措置が廃止されれば、事業継続や都民生活に深刻な影響を及ぼし、地域経済や日本経済の回復にも悪影響を与えかねません。

よって、墨田区議会は、東京都に対し、下記事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を令和8年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を令和8年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限を6.5%に引き下げる減額措置を令和8年度以後も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和7年12月 日

墨田区議会議長名

東京都知事 あて